

- 1 登録番号 第20202号
2 登録年月日 平成23年1月25日
3 農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4 登録品種の名称 プリティ リボン ハッ
ピーバード
5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社パイオ・ユー
香川県普通寺市柳梨町594番地

○農林水産省告示第千五百五十六号
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条
第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取
り消したので、同条第五項の規定に基づき公示す
る。
なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定に
より、平成二十六年一月二十九日に消滅したもの
とみなされる。
平成二十六年九月二日

農林水産大臣 林 芳正

- 1 登録番号 第22183号
2 登録年月日 平成25年1月28日
3 農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4 登録品種の名称 パロ
5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
La Villetta S.R.L.
Santo Stefano Al Mare (IM) Via Peirona 15
Post. Code 18010, Italy

- 1 登録番号 第22233号
2 登録年月日 平成25年1月28日
3 農林水産植物の種類
Solanum L.
4 登録品種の名称 テルノボストンライト
5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
伊藤輝則
愛知県弥富市富島1丁目92番地

○特許庁告示第八号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
（平成二年法律第三十号）第三十九条において準
用する同法第二十三条の規定に基づき次のとおり
調査業務の一部廃止を許可したので、同法第二十
九条において準用する同法第三十四条の規定に基
づき公示する。
平成二十六年九月二日

特許庁長官 伊藤 仁

- 一 登録番号 第三十一号
一 登録調査機関の名称 株式会社古賀総研
三 廃止年月日 平成二十六年八月二十九日
四 調査業務を行う事業所の名称及び所在地 東
京都八王子市子安町四丁目七番一号 サザンズ
カクタワー八王子六階
五 調査業務を廃止する区分 三十七（映像機器）

○国土交通省告示第八百七十八号
次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則
（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条の
規定により告示する。
平成二十六年九月二日

国土交通大臣 太田 昭宏

信号符字	船 船 船	名	点 附
	号		年月日
7 J Q S	142098	きい	平成 26. 7. 18
7 J R L	142150	第八十八翔洋丸	26. 7. 9
7 J R M	142155	おしよろ丸	26. 7. 11
7 J R Z	142210	GREEN P O WER	26. 7. 11
7 J S E	142223	J A S P E R D R E A M	26. 7. 10
7 J S F	142220	第十五三笠丸	26. 7. 30
7 J S L	142240	晴隆丸	26. 7. 22
7 J S Q	141569	S U N N Y M A R S	26. 7. 2
J D 3678	142159	フェリーよなくに	26. 7. 1
J D 3691	142180	きよすみ	26. 7. 14
J D 3704	142194	天城丸	26. 7. 15
J D 3711	142206	真海	26. 7. 7
J D 3715	142212	海路平安布刈丸	26. 7. 10
J D 3716	142214	第一浪速丸	26. 7. 25
J D 3720	142219	第十ゆたか丸	26. 7. 31
J D 3721	142222	第二ぶじ丸	26. 7. 15
J D 3722	142215	第二十三笠丸	26. 7. 31
J D 3728	142231	第三十三東洋丸	26. 7. 25
J D 3730	142232	はつかげ	26. 7. 15
J D 3732	142235	ゆうぎ	26. 7. 22
J D 3733	142239	第八あさひ丸	26. 7. 14
J D 3739	142246	あきつしま	26. 7. 24
J D 3740	142247	第八山田丸	26. 7. 2

- J D 3741 142248 第一大栄丸 26. 7. 16
J D 3742 142249 第二十一進宏丸 26. 7. 15
J D 3744 142252 進宏丸 26. 7. 29

○国土交通省告示第八百七十九号
次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細
則（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条
の規定により告示する。
平成二十六年九月二日

国土交通大臣 太田 昭宏

信号符字	船 船 船	名	取 消
	号		年月日
J N H Q	136732	隆邦丸	平成 26. 7. 10
J Q I A	133320	第三長久丸	26. 7. 29
J D 3283	141569	S U N N Y M A R S	26. 7. 2
J E 2538	123131	第五十五昌運丸	26. 7. 10
J F 2171	120133	新瀨丸	26. 7. 16
J G 3635	119253	はまづき	26. 7. 17
J G 4986	132038	F U S A	26. 7. 7
J G 5246	133999	三洋丸	26. 7. 15
J K 5252	133716	あきつしま	26. 7. 17
J K 5339	134696	第十八金剛丸	26. 7. 28
J L 5707	132905	あいらんど	26. 7. 9
J L 6119	132992	第八十三東洋丸	26. 7. 14
J L 6141	133896	清勇丸	26. 7. 7
J L 6153	134853	盛山丸	26. 7. 30
J L 6390	135074	第十一大栄丸	26. 7. 8
J L 6461	135532	泰光丸	26. 7. 30
J M 3397	111941	第八協和丸	26. 7. 1
J M 4129	114478	協栄丸	26. 7. 3
J M 6141	133493	太古	26. 7. 16
J M 6309	133588	天洋丸	26. 7. 14
J M 6566	136415	第一喜入丸	26. 7. 14

○国土交通省告示第八百八十号
次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施
行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第四
十一条第二項の規定により告示する。
平成二十六年九月二日

国土交通大臣 太田 昭宏

証書番号	証書の 日付	船 船 船	名
		号	
A 07111329	平成 19. 9. 13	132225	第十二精良丸

○関東地方整備局告示第三百三十七号
多摩川水系に係る指定区間外の一般河川多摩川
について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七
号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次
のように指定する。

平成二十六年九月二日

関東地方整備局長 越智 繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及
び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供す
る。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土
地の区域

（図面省略）

附 則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）
第十三条の規定により、河川保全区域の指定が
あつたものとみなされだ、昭和二十九年六月三十
日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地の
うち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する
土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第百五十六号
建築基準法（昭和二十五年法律第百一号）第
七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十
四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のよ
うに改正する。

平成二十六年九月二日

近畿地方整備局長 森 昌文

別表の十の項、確認検査の業務を行う事務所の
所在地欄中「大阪府大阪市中央区北浜三丁目一番
二十一号」を「イ 本社 大阪府大阪市中央区北
浜三丁目一番二十一号 ロ 西宮事務所 兵庫県
西宮市池田町九番七号」に改め、別表の十三の項、
業務区域欄中「京都府、大阪府、兵庫県及び奈良
県の全域」を「滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県及び和歌山県の全域」に、指定の有効期間
欄中「平成二十一年八月二日から五年間」を「平
成二十六年八月二日から五年間」に改め、別表の
十四の項、指定の有効期間欄中「平成二十一年八
月十日から五年間」を「平成二十六年八月十日か
ら五年間」に改める。